



テーマ  
-夢をつなぐ-

平成 26 年度(第 55 回)甲府中学・甲府一高東京同窓会

## 幹 事 会 資 料

日時:平成 26 年 5 月 8 日(木) 18:00~20:00

場所:東京會館 本館 11 階 ゴールドルーム

第 55 回 甲府中学・甲府一高 東京同窓会

2014 年 7 月 26 日(土) 東京會館

## 平成26年度(第55回)甲府中学・甲府一高東京同窓会式次第(案)

日時:平成26年7月26日(土)15:00開会

会場:東京會館 本館

【総会】 9階 ローズルーム

【懇親会】 9階 ローズルーム

### 第一部 総会 (15:00~15:45)

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| 司会:平成26年度(昭和51年卒)当番幹事 | 高橋 久                      |
| 1. 開会の辞               | 平成26年度(昭和51年卒)当番幹事長 保坂 栄治 |
| 2. ご来賓紹介              | 平成26年度(昭和51年卒)当番幹事        |
| 3. 会長挨拶               | 甲府中学・甲府一高東京同窓会 会長 井上 幸彦   |
| 4. 議事                 | 議長 井上 幸彦                  |
| (1) 審議事項              |                           |
| 【1号議案】平成25年度決算報告      | 平成25年度(昭和50年卒)当番幹事        |
| 【2号議案】平成25年度決算監査報告    | 甲府中学・甲府一高東京同窓会 監事         |
| 【3号議案】平成26年度予算(案)     | 平成26年度(昭和51年卒)当番幹事        |
| 【4号議案】東京同窓会 会則変更の件    | 副会長 山本 秀彦                 |
| 【5号議案】次期役員候補者選出について   | 副会長 原 護                   |
| (2) 報告事項              |                           |
| ① 東京同窓会基金の報告          | 甲府中学・甲府一高東京同窓会 副会長 清水 昭   |
| ② 一紅会活動報告             | 一紅会 会長 谷口百合子              |
| (3) その他               |                           |
| 5. 来賓ご挨拶              | 甲府一高校長<br>甲府中学・甲府一高同窓会 会長 |
| 6. 閉会の辞               | 平成26年度(昭和51年卒)当番幹事        |

### 第二部 懇親会 (16:00~18:00)

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| 司会:平成26年度(昭和51年卒)当番幹事 | 保坂 正紀                     |
| 1. 開会の辞               | 平成26年度(昭和51年卒)当番幹事長 保坂 栄治 |
| 2. 会長挨拶               | 甲府中学・甲府一高東京同窓会 会長 井上 幸彦   |
| 3. 犠牲者・物故者に弔慰の黙祷      |                           |
| 4. 恩師・ご来賓紹介           |                           |
| 5. 乾杯の音頭              | 甲府中学・甲府一高東京同窓会最高顧問 渡辺 喜一  |
| 6. 会食・歓談・イベント         |                           |
| クイズ                   |                           |
| 強行遠足スライドショー           |                           |
| 7. 応援団 校歌・応援歌斉唱       |                           |
| 8. 法被継承               |                           |
| 9. 中締め                | 甲府中学・甲府一高東京同窓会最高顧問 恩田 宗   |
| 10. 閉会の辞              | 平成26年度(昭和51年卒)当番幹事        |

以上

◎東京同窓会 会則の変更の件  
(事務局長の追加)

第三章 役員

(役員の種類)

第一条 この会に次の役員を置く。

- |                |       |
|----------------|-------|
| 一、 会 長         | 一 名   |
| 二、 副 会 長       | 五名以内  |
| 三、 学年幹事        | 若 干 名 |
| 四、 監 事         | 二 名   |
| 五、 <u>事務局長</u> | 一 名   |

(任 務)

第二条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長、学年幹事は、会務を処理する。

4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(選 出)

第三条 会長は、総会において会員のうちから選出する。

2 副会長、学年幹事、監事及び事務局長は、会員のうちから総会の議を経て、会長がこれを委嘱する。但し副会長、監事、事務局長の候補者は別に定める運用規程により選出する。

3 学年幹事の候補者は、各卒業期毎に、三名以内を互選する。

(任 期)

第四条 役員~~の~~の任期はすべて二年とし、再任を妨げない。但し、副会長、監事、事務局長は原則として三期を限度とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

附則 平成 5 年 6 月 17 日  
平成 12 年 7 月 14 日改定  
平成 17 年 7 月 8 日改定  
平成 18 年 7 月 8 日改定  
平成 22 年 7 月 10 日改定  
平成 24 年 7 月 14 日改定  
平成 26 年 7 月 26 日改定

役員候補選出の運用規程

本規程は会則第八条、2項に定める役員(副会長、監事、事務局長)の候補者を選出する方策について規程するものである。

第一条 会長、副会長、監事、事務局長、最高顧問及び顧問の合議により副会長候補者を推薦する学年を決定する。

第二条 当該学年は二年毎を一つのブロックとして、一人の候補者を推薦する。

第三条 会長、副会長の合議により監事、及び事務局長候補者を推薦する。

第四条 会長、副会長、監事、事務局長、最高顧問、顧問及び当該学年の幹事の合同会合において総会に諮る最終の候補者を決定する。

第五条 上記の規程にかかわらず一紅会の会長は副会長の候補者とする。

附則 平成 18 年 7 月 8 日改定  
平成 22 年 7 月 10 日改定  
平成 26 年 7 月 26 日改定

以 上

(ゆうちょ銀行への修正)

## 「東京同窓会積立基金」規定

平成 7年9月19日施行

平成13年5月9日改定

平成26年1月16日改定

- (1) 甲府中学一高東京同窓会（以下同窓会という）運営の円滑維持および充実化を図るための資金確保を目的とする。
- (2) 本資金は会員有志からの寄付によるものとし毎年実施する。  
資金名称は「東京同窓会積立基金」とする。
- (3) 本基金に関する寄付応募方法は次の通りとする。  
イ、寄付額は1口1千円とし応募口数に制限は設けない。  
ロ、応募方法は下記ゆうちょ銀行口座へ振り込みとする。

銀行名	ゆうちょ銀行 本店
口座番号	00160-5-724615
口座名	甲府中学一高東京同窓会

- (4) 本基金の管理及び使用方法は次の通りとする。  
イ、本基金管理責任者は東京同窓会長とし、事務取り扱いは東京同窓会事務局（担当副会長）が担当する。  
ロ、本基金は、各年度の運営資金会計とは別会計とする。  
（注）従来の預金口座とは別の口座を設ける。  
ハ、当該年度の総会等の行事を担当する実行委員長は、準備期間中必要とする資金について本基金から借り入れが認められる。  
ニ、実行委員長から準備資金必要額を事務局に申し出があった場合、事務局はこれを検討のうえ会長の承認を経て貸与する事とし、決定額を当該年度の運営口座に（従来の山梨中央銀行口座）に振り込みを行う。  
ホ、実行委員長は、当該年度会計決算が終了後に、貸与された資金を事務局宛返却する。（返済方法はゆうちょ銀行 基金口座宛振込）
- (5) 前記以外の本基金に関する管理並びに使用等については、必要の都度正副会長会議において協議決定する。

以上

【議題】次期役員候補者選出について

会則八条並びに役員候補選出の運用規程に基づき、下記のとおり次期の役員候補者を選出する。

記

会 長		井 上 幸 彦 (再任・昭和31年卒)
副 会 長	A ブロック	原 護 (再任・昭和40年卒)
	B ブロック	八 田 政 恭 (新任・昭和42年卒)
	C ブロック	池 田 秀 雄 (新任・昭和43年卒)
	D ブロック	飯 島 登美夫 (新任・昭和45年卒)
	一 紅 会	谷 口 百合子 (再任・昭和36年卒)

監 事	笠井 莞爾 (再任・昭和33年卒)
	飯島 善一郎 (再任・昭和39年卒)
事 務 局 長	山本 秀彦 (新任・昭和41年卒)

会則第十条に基づき下記のとおり、最高顧問、顧問を置く。

最高顧問 (会長推薦)	渡 辺 喜 一 (再任・昭和18年卒)
	恩 田 宗 (再任・昭和27年卒)
顧 問 (会長委嘱)	神 山 茂 (再任・昭和30年卒)
	内 藤 勲 (再任・昭和34年卒)
	飯田 富美子 (再任・昭和33年卒)

※学年幹事は別紙のとおりとする



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

第 TH-0083225-8 号

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。  
日本赤十字社は義援金を全額100%  
被災地にお届けしています。

### 受領証

第 54 回甲府中学甲府一高東京同窓会 様

¥ 50,000-

但 東日本大震災義援金として  
上記のとおり受領いたしました。

平成 26 年 8 月 30 日

日本赤十字社  
社長 近衛忠晃  
〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3438-1311

本受領証(青文付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「青附金控除」を受け取るための証明書は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する青附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する青附金(ふるさと青附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づき青附金に該当します。

平成 26 年 2 月 26 日

甲府中学・甲府一高 東京同窓会 50 御中

### 報告書

拝啓、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。  
日頃より、弊センターの活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、昨年7月、貴会からご寄贈いただきました救護衣料品につきまして、  
下記のように決定し、現地へ向けて寄贈致しましたのでご報告申し上げます。  
敬具

#### 記

◎ご寄贈いただきました衣料品から(新品がロンパズ:1ケース)

救護対象国:フィリピン(※台風災害支援)  
(INGODACBERGを通じて配布。)

発送日程:平成26年2月12日(水)神戸倉庫出庫

以上

現地の人々に代わりまして厚くお礼申し上げます。  
また、今後とも何とぞよろしくご支援のほどお願い申し上げます。  
略儀ながら書面をもちましてご報告させていただきます。

認定NPO法人 日本救護衣料センター

- 本社寄託(敬称略) 東  
日本大震災救護募金 1 2  
60万8000円 堀谷博  
道(岡山県備前市) 1 2  
8万4200円 全国地養  
鳥協会(埼玉真熊谷市) 1  
120万7280円 けや  
き(ひまわり)ボール祭り出  
店番一同(たまたま市) 1  
52万1000円 ソーバル  
(東京都大田区) 20万  
11 崎製サトービス(埼玉真  
潮市) 18万6370円 11  
春光懇話会(管業部会) 東京  
都千代田区 16万円 11  
整形外科(横浜市) 11  
万円 11 SSC SK 2012年  
度通信費(環境エネ) 同  
75円 11 ASBJ 陸上部  
同千代田区 10万円 11  
アイデックス社(同) 同  
八王子市 9万5816  
円 11 岡山カトリック教会福  
祉委員(岡山市) 8万  
8000円 11 杉本宗春(愛
- 知真春日井市) 8万円 11  
サッポロ羅進会(東京都千  
代田区) 5万5000円  
11 シャープ(東日本LC協  
会社一同) 栃木県矢板市  
11 5万4183円 11 コロン  
バン(東京都渋谷区) 11  
11 第54回甲府中学甲府  
一高東京同窓会(東京都  
11 2万円 11 沖中恒彦(奈良  
県橿原市) 11 沖中陽代(同)  
11 1万6042円 11 極楽湯  
尼崎店(兵庫県尼崎市) 11  
11 1万5000円 11 伊敷した  
れ梅福留正和(鹿児島市)  
11 1万2428円 11 凱也・  
歩夢・優佳・仁望(栃木県  
栃木市) 11 1万2292円  
11 11 光悦自動車教習所職員及  
教習生(京都市) 11 1万6  
399円 11 ケーオーデー  
11 (東京都台東区) 11 1万円  
11 11 旧中央三井信託銀行不  
動産投資営業部(同) 同港  
区) 11 順次掲載

2013. 9. 23 日 夜 30頁

甲府中学・甲府一高東京同窓会幹事会次第(5月8日)

司会 当番幹事 高橋 久

1. 会長挨拶 会長 井上幸彦

2. 当番幹事長挨拶・当番幹事紹介 当番幹事長補佐 海沼弘忠

3. 出席者数の報告

4. 議長選出

5. 議題

平成 25 年度決算報告	25 年度当番幹事(会計部会長)	横瀬 一寿
平成 25 年度決算監査報告	監 事	飯島善一郎
平成 26 年度予算案	当番幹事	羽田 忠生
総会・懇親会について	当番幹事	小宮山正仁
会則の変更	副会長	山本 秀彦
役員候補の提案	副会長	原 護
東京同窓会基金の報告	副会長	清水 昭
一紅会活動報告	一紅会会長	谷口百合子
本年度当番幹事から		
・ 広告部会より	当番幹事	金子 聡
・ 日新鐘部会より	当番幹事	遠藤 励起
・ 学年幹事変更について		
・ 物故者報告について		
その他		
・ 甲府同窓会 (5/17)について	S57 年卒	太田 清士
・ 日新会ゴルフコンペ (6/5) について	S47 年卒	玄間 稔

## 山梨県立甲府中学校・甲府第一高等学校 東京同窓会会則

### 第一章 総 則

(名 称)

第 一 条 この会は、山梨県立甲府中学校甲府第一高等学校東京同窓会という。

(事務所)

第 二 条 この会は、事務所を会長の指定する東京都内に置く。

(目 的)

第 三 条 この会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 四 条 前項の目的を達成するため、この会は次の事業を行う。

- 一、 会報及び会員名簿の発行
- 二、 各種集会の開催
- 三、 その他必要な事項

### 第二章 会 員

(会員の種類)

第 五 条 この会の会員を分け次の三種とする。

- 一、 普通会员
  - 二、 名誉会員
  - 三、 特別会員
- 2 普通会员は、徽典館中学科、山梨県立甲府中学校又は山梨県立甲府第一高等学校（以下母校という。）の卒業生及び母校に在籍した者で首都圏に在住する者並びにこれに準ずる者とする。
- 3 名誉会員は、普通会员のうち、満八十才以上の者とする。
- 4 特別会員は、母校校長及び母校に功労があった者で、総会において推薦された者とする。

### 第三章 役 員

(役員の種類)

第 六 条 この会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| 一、 会 長   | 一 名   |
| 二、 副 会 長 | 五名以内  |
| 三、 学年幹事  | 若 干 名 |
| 四、 監 事   | 二 名   |
| 五、 事務局長  | 一 名   |

(任 務)

- 第 七 条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 事務局長、学年幹事は、会務を処理する。
  - 4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(選 出)

- 第八條 会長は、総会において会員のうちから選出する。
- 2 副会長、学年幹事及び監事および事務局長は、会員のうちから総会の議を経て、会長がこれを委嘱する。但し副会長、監事、事務局長の候補者は別に定める運用規程により選出する。
- 3 学年幹事の候補者は、各卒業期毎に、三名以内を互選する。

(任 期)

- 第九條 役員の任期はすべて二年とし、再任を妨げない。但し、副会長、監事、事務局長は原則として三期を限度とする。
- 2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

#### 第四章 最高顧問及び顧問

- 第十條 この会に最高顧問及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 最高顧問は、会長経験者のうちから総会の議を経て、会長これを推戴する。
- 3 顧問は、会員のうちから総会の議を経て、会長これを委嘱する。
- 4 最高顧問及び顧問は、会長の要請に応じ役員会に出席して意見を述べることができる。

#### 第五章 会 議

(種 類)

- 第十一條 会議は、総会及び幹事会とする。

(招 集)

- 第十二條 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年一回会長がこれを招集する。臨時総会は、会長が必要と認めるとき、学年幹事の過半数から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき会長がこれを招集する。
- 第十三條 幹事会は年一回以上開催し、招集は総会に準ずる。

(議 事)

- 第一四條 会長は、会議の議長となり議事を処理する。
- 第一五條 採決を要するときは、出席者の過半数をもって決する。
- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

#### 第六章 会 計

(経 費)

- 第十六條 この会の経費は、次に掲げるものをもってこれに当てる。
- 一、 会費
  - 二、 寄付金
  - 三、 借入金
  - 四、 雑収入
- 2 名誉会員については、特別会費を適用できる。

(会計年度)

- 第十七條 この会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

## 第七章 雑 則

(異動通知)

第十八条 会員は、その氏名、住所、職業等に異動があったときは、速やかに会に通知するものとする。

(会則の変更)

第十九条 この会則は、総会の決議によらなければ変更できない。

附則 平成 5 年 6 月 17 日  
平成 12 年 7 月 14 日改定  
平成 17 年 7 月 8 日改定  
平成 18 年 7 月 8 日改定  
平成 22 年 7 月 10 日改定  
平成 24 年 7 月 14 日改定  
平成 26 年 7 月 26 日改定

## 役員候補選出の運用規程

本規程は会則第八条、2項に定める役員（副会長、監事、事務局長）の候補者を選出する方策について規程するものである。

第一条 会長、副会長、監事、事務局長、最高顧問及び顧問の合議により副会長候補者を推薦する学年を決定する。

第二条 当該学年は二年毎を一つのブロックとして一人の候補者を推薦する。

第三条 会長、副会長の合議により監事、及び事務局長候補者を推薦する。

第四条 会長、副会長、監事、事務局長、最高顧問、顧問及び当該学年の幹事の合同会合において総会に諮る最終の候補者を決定する。

第五条 上記の規程にかかわらず一紅会の会長は副会長の候補者とする。

附則 平成18年7月8日改定  
平成22年7月10日改定  
平成26年7月26日改定

平成 9年 2月 1日  
平成 12年 11月 13日改正  
平成 16年 2月 1日改正  
平成 24年 9月 28日改正

## 「一紅会」会則

- 第 1 条 この会の名称は「一紅会」という。
- 第 2 条 この会は、山梨県立甲府中学校・甲府第一高等学校東京同窓会(以下東京同窓会という)の中におく。
- 第 3 条 この会の会員は、山梨県立甲府第一高等学校を卒業した女性とする。
- 第 4 条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、東京同窓会及び母校の充実と発展に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 この会を円滑に運営するために「一紅会幹事会」(以下幹事会という)をおく。
- 第 6 条 幹事会の運営に次の役員があたる。
- ① 会長 一名 幹事会の互選により選出する。
  - ② 副会長 一名 幹事会の互選により選出する。
  - ③ 会計 一名 幹事会の互選により選出する。
  - ④ 幹事 各卒業期ごとに若干名を互選する。
- 第 7 条 役員<sup>の</sup>の任期および任期の期首と期末は次のとおりとする。
- ① 会長・副会長  
任期は、いずれも 2 年とし、再選を妨げない。  
期首は、2 月 1 日から、期末は翌々年の 1 月 31 日までとし、  
選出時期は、東京同窓会役員改選年度の前年の 11 月開催の幹事会とする。
  - ② 会長は、東京同窓会会則役員候補選出の運用規程第五条により、  
東京同窓会役員改選年度に副会長候補者として東京同窓会総会の議を経て  
就任する。
  - ③ 会計  
任期は 2 年で再選を妨げない  
東京同窓会の会計年度に準じて、改選を行う。
  - ④ 学年幹事は、①に準ずる。
  - ⑤ 補欠により就任した役員<sup>の</sup>の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第 8 条 この会の運営に関する決議は、幹事会にて出席者の過半数を以って決定する。
- 第 9 条 幹事会は、次の事を行う。
- ① 幹事会を年二回以上開催
  - ② 第 4 条の目的を達成するための諸事業の企画及び実行
  - ③ 東京同窓会幹事会への出席等
  - ④ 会計に関する話し合い及び決議
  - ⑤ その他
- 第 10 条 幹事会に事務局を置き、東京同窓会の当番幹事学年等が、若干名(幹事を含む)でこの運営にあたる。
- 第 11 条 この会の運営費用は、次によって賄う。
- ① 東京同窓会からの援助金
  - ② 寄付金
  - ③ 雑収入
- 第 12 条 この会の会計年度は、毎年 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日とする。
- 第 13 条 この会則は、平成 24 年(2012)9 月 28 日より制定施行する。

以 上